



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 144 和歌山県防災センター宿日直業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (危機管理室)
- 145 平成20年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談業務等委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (県民生活課)
- 146 生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (福祉保健総務課)
- 147 平成20年度和歌山県先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (子ども未来課)
- 148 平成20年度南紀白浜空港消防業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (振興課)
- 149 平成20年度南紀白浜空港航空灯火施設維持管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
- 150 平成20年度南紀白浜空港浄化槽管理保守点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
- 151 平成20年度和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

### ○ 公告

- 入札公告 (危機管理室)
- " (県民生活課)
- " (福祉保健総務課)
- " (子ども未来課)
- " (振興課)
- " ( " )
- " ( " )

### ○ 諸報

和歌山県立医科大学附属病院給食業務委託に関するプロポーザル審査の実施に係る参加希望者の募集  
(公立大学法人和歌山県立医科大学)

## 告 示

和歌山県告示第144号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県

防災センター宿日直業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称  
和歌山県防災センター宿日直業務
- (2) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

### 2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加できる者は、資格審査申請書類の受付日及び入札執行日の両日において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 契約の履行のために十分な経営の規模及び状況を有していること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 警備業法第4条(昭和47年法律第117号)の規定に基づく都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者であること。
- (7) 警備業法第22条の規定に基づき、警備業務の区分ごとの施設警備業務に係る警備員指導教育責任者の選任等を行った営業所を和歌山県内に有する者であること。
- (8) 警備業法第23条第1項の規定に基づく検定で、施設警備業務検定1級又は2級に合格した警備員を3名以上雇用している者であること。

### 3 資格審査申請書類及び配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 経営の規模及び状況等に関する調書
- ウ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 個人にあつては、和歌山県内の在住市町村が課

する市町村民税

エ 直前1年分の事業年度の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

カ 印鑑証明書

キ 警備業法第5条第2項の規定により都道府県公安委員会から交付された認定証の写し

ク 警備業法第23条第1項の規定に基づく検定で、施設警備業務検定1級又は2級に合格した警備員を雇用していることを証する雇用証明書(検定合格証明書の写しを添付すること。)

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のウからカまでに掲げる申請書類については、和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札等の資格等に関する要綱(平成10年和歌山県告示第84号)の規定に基づく資格申請の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者に対しては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月15日(金)から平成20年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月15日(金)から平成20年3月3日(月)までの間に和歌山県総務部危機管理局危機管理室に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月15日(金)から平成20年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の受付場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理室

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2274

ファクシミリ番号 073-422-7652

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月5日(水)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月10日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月12日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第145号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談業務等委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 入札に付する事業

平成20年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談業務等委託業務

2 競争入札参加資格者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月15日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 消費者問題に取り組む法人であること。

(6) 次に掲げる資格を有する者又は同等の資格若しくは能力を有する者を配置できる法人であること。

ア 消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター認定)

イ 消費生活アドバイザー(財団法人日本産業協会付与)

ウ 消費生活コンサルタント(財団法人日本消費者協会付与)

(7) 次に掲げる場所において必要な人員((6)に掲げる者を1名以上含む。)を配置することができる法人であ

ること。

ア 和歌山県消費生活センター(配置人員 4名)

和歌山市西汀丁26 和歌山県経済センター内

イ 和歌山県消費生活センター紀南支所(配置人員 2名)

田辺市朝日ヶ丘23番1号 和歌山県西牟婁総合庁舎内

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人の概要書

ウ 2の(6)に掲げる資格等を証明する書類

エ 相談業務受付体制計画表

オ 当該法人の登記事項証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 法人市町村民税

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、エ、キ及びコに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月22日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月27日(水)までの間に和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課に対して電話又は書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月27日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2345(直通)

ファクシミリ番号 073-433-1771

6 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月5日(水)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対

し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月6日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月7日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第146号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 委託業務の内容

平成20年度生活保護法医療扶助レセプト点検等に関する業務

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年2月21日(木)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 平成16年度以降において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助レセプト点検業務を請け負う契約を締結し、連続する12か月以上継続して履行した実績を有し、並びに資力、経営規模及び点検の業務に係る従業員の人数及び医療扶助レセプトの点検能力がこの契約の履行に必要な程度に充実していること。

(5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)

オ 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者には、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 法人にあっては、本店の所在する都道府県が課する都道府県税全税目

(エ) 個人にあっては、在住する都道府県が課する都道府県税全税目

(オ) 法人にあっては、本店の所在する市町村が課する市町村民税全税目

(カ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する市町村民税全税目

(キ) 個人にあっては、在住する市町村が課する市町村民税全税目

ク 誓約書

ケ 業務実績証明書

コ 和歌山県が示すこの業務に関する仕様書への対応状況を明記した書類

サ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2)(1)のア、イ、カ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3)(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年2月25日(月)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館409会議室

(2) 日時

平成20年2月21日(木)午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月21日(木)から平成20年3月3日(月)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

(ファクシミリ番号 073-425-6560)

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月17日(月)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月21日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年3月28日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第147号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度和歌山県先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称

先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年2月15日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止さ

れていない者であること。

(4) 平成17年度以降において、新生児に対する先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査(フェニルケトン尿症、楓糖尿症、ホモシチン尿症、ガラクトース尿症、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症を対象とするマス・スクリーニング検査)業務を請け負う契約を締結し、連続する12か月以上継続して履行した実績を有すること。

(5) 国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項に規定する登録を受けている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

カ 印鑑証明書(法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないもの)

キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

ク 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては、本店の所在する、都道府県が課する都道府県民税全税目及び市町村が課する市町村民税全税目

(ウ) 個人にあっては、在住する、都道府県が課する都道府県税全税目及び市町村が課する市町村民税全税目

コ 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項に規定する登録を受けたことを証する書面の写し

(2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、

平成20年2月15日(金)から平成20年2月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月29日(金)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月29日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2642

ファクシミリ番号 073-441-2491

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月7日(金)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年3月12日(水)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月17日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第148号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度南紀白浜空港消防業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間等

(1) 業務の名称

平成20年度南紀白浜空港消防業務

(2) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月15日(金)現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始がなされていない者であること。
- (6) 別に定める要件を満たす消防業務員を配置できる者であること。
- (7) 別に定める要件を満たす医療搬送業務員を配置できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
  - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 配置予定者名簿
- サ 同種又は類似施設の消防業務受託実績

シ 組織概要書

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年2月15日(金)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月25日(月)までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所  
 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
 郵便番号 649-2211  
 電話番号 0739-42-2348(直通)  
 ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月4日(火)までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月13日(木)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成20年3月19日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第149号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法

令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度南紀白浜空港航空灯火施設維持管理業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間等

(1) 業務の名称

平成20年度南紀白浜空港航空灯火施設維持管理業務

(2) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月15日（金）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 同種又は同等施設の維持管理業務に受託実績を有する者であること。

(7) 別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 配置予定者名簿

サ 同種又は同等施設の維持管理業務受託実績

シ 組織概要書（緊急連絡体制、施設異常時の対応・到着予想時間、作業時の人員体制が分かるものを含むこと。）

(2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年2月15日（金）時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月15日（金）から平成20年2月25日（月）までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月25日（月）までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月15日（金）から平成20年2月25日（月）までの午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月4日（火）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

- (2) (1)の説明は、平成20年3月13日(木)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成20年3月19日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第150号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度南紀白浜空港浄化槽管理保守点検業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間等

(1) 業務の名称

平成20年度南紀白浜空港浄化槽管理保守点検業務

(2) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 業務委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月15日(金)現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始がなされていない者であること。
- (6) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条に規定する知事への登録をうけており、かつ、営業区域が白浜町となっている者で、同法第45条に規定する浄化槽管理士の資格を有する者が3名以上あり、当該浄化槽規模の管理保守点検業務に実績を有するものであること。
- (7) 別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 浄化槽管理士及び配置予定者名簿

サ 同種又は同等施設の管理保守点検業務受託実績

シ 組織概要書(緊急連絡体制、障害発生時の対応・到着予想時間、作業時の人員体制が分かるものを含むこと。)

- (2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年2月15日(金)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月25日(月)までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所



和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
郵便番号 649-2211  
電話番号 0739-42-2348(直通)  
ファクシミリ番号 0739-42-3251

- 6 申請書類に使用する言語  
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月4日(火)までに郵送により送付する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。  
(2) (1)の説明は、平成20年3月13日(木)までに書面により求めるものとする。  
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
(4) 説明については、平成20年3月19日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。  
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第151号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称  
和歌山県立学校自家用電気工作物保安管理業務
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項  
この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年2月1日(金)現在において、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。  
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。  
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。  
(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。  
(5) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2及び電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法並びに第53条第22項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)に定め

る要件に該当する者であって、24時間対応できる体制を有するものであること。

- (6) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を設置している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等  
(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。  
ア 競争入札参加資格審査申請書  
イ 事業経歴書  
ウ 誓約書  
エ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)  
オ 使用印鑑届  
カ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書  
キ 法人にあっては、当該法人の定款及び発行後3か月を経過していない登記事項証明書  
ク 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)  
ケ 電気主任技術者免状の写し及び実務経歴証明書  
コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの  
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
(イ) 和歌山県が課する県税全税目  
(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)  
(2) (1)のイ、ウ、オからクまで及びコに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。  
(3) (1)のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月15日(金)から平成20年2月22日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。  
(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月19日(火)から平成20年2月21日(木)までの午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成20年2月18日(月)から平成20年2月25日(月)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県教育庁教育総務局総務課施設整備室  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館6階  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-3648  
ファクシミリ番号 073-432-4517
- 6 資格審査の結果通知等  
(1) 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月7日(金)までに通知するとともに、資格を有すると認められた者には、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。  
(2) 競争入札参加資格の有効期間は、資格を認められた日から平成21年1月31日までとする。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。  
(2) (1)の説明は、平成20年3月12日(水)までに書面により求めるものとする。  
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
(4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月19日(水)までに書面により行うものとする。  
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県防災センター宿日直業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 入札に付する事項  
(1) 事業年度及び業務番号  
平成20年度 危委第1号  
(2) 業務内容  
和歌山県防災センター宿日直業務  
(3) 業務委託の内容  
仕様書による。  
(4) 業務履行の場所  
和歌山県総務部危機管理局危機管理室が指定する場所  
(5) 契約期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第144号に規定する和歌山県防災

- センター宿日直業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間  
(1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館3階  
和歌山県総務部危機管理局危機管理室  
(2) 期間  
平成20年2月15日(金)から平成20年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前10時から午後5時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等  
(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。  
ア 場所  
3の(1)に同じ。  
イ 期間  
3の(2)に同じ。  
(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成20年3月3日(月)午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局危機管理室に対して書面により行うものとし、その後は5に掲げる入札説明会において質問を行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時  
(1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県庁南別館3階 防災対策室B  
(2) 日時  
平成20年3月7日(金)午後2時から
- 6 入札執行の場所及び日時等  
(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。  
ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
和歌山県南別館3階 防災対策室E  
イ 入札日時  
平成20年3月19日(水)午前10時から  
ウ 開札場所  
アに同じ。  
エ 開札日時  
イに同じ。  
(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- 7 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局危機管理室の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局危機管理室の職員にくじを引か

せるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに、再度の入札を行う。この場合においては、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否  
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称  
和歌山県総務部危機管理局危機管理室  
イ 所在地  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2274

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この入札は、平成20年2月議会において、平成19年度和歌山県一般会計補正予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入札公告

平成20年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談等委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号  
平成20年度県消費生活センター第1号
- (2) 委託業務の名称  
和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談業務等委託業務
- (3) 委託業務の仕様等  
仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
- (5) 予定価格  
17,150,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第145号に規定する平成20年度県消費生活センター第1号和歌山県消費生活センターにおけ

る消費生活相談業務等委託業務の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課

(2) 日時

平成20年2月15日(金)から平成20年2月22日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成20年2月27日(水)までの間に和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1  
県庁南別館3F 防災対策室B

イ 入札日時

平成20年3月19日(水)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札

金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載のとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課の職員にくじを引かせるものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境生活部共生推進局県民生活課

イ 和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2345

ファクシミリ番号 073-433-1771

(2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度生活保護法医療扶助レセプト点検等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成20年度レセ点第1号

(2) 委託業務名

生活保護法医療扶助レセプト点検等業務

(3) 業務委託内容

仕様書による。

(4) 委託業務期間

契約締結日から平成21年3月31日まで

(5) 履行場所

和歌山県庁内、各振興局健康福祉部(那賀振興局健康福祉部を除く。)内及び東牟婁振興局健康福祉部申支所内

(6) 履行期日

和歌山県庁内においては毎月1回、各振興局健康福祉部(那賀振興局健康福祉部を除く。)内及び東牟婁振興局健康福祉部申支所内においては3か月に1回

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第146号に規定する生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

(2) 日時

平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く毎日午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年2月25日(月)までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 409会議室

(2) 日時

平成20年2月21日(木)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 409会議室

イ 入札日時

平成20年4月1日(火)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付

する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め2回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

(ファクシミリ番号 073-425-6560)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第147号に規定する平成20年度和歌山県先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成20年2月15日(金)から平成20年2月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

<p>3の(1)と同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)と同じ。</p> <p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課 電話番号 073-441-2642 ファクシミリ番号 073-441-2491</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山県民文化会館 5階 504号室 和歌山市小松原通一丁目1番地</p> <p>(2) 日時 平成20年2月22日(金) 午後1時30分から</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 5の(1)と同じ。</p> <p>イ 入札日時 平成20年3月19日(水) 午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アと同じ。</p> <p>エ 開札日時 イと同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に8,900を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p>	<p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額に8,900を乗じて得た額の100分の10以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。</p> <p>12 契約書の作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地 電話番号 073-441-2642</p>
---	--

ファクシミリ番号 073-441-2491

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度南紀白浜空港消防業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度及び役務番号  
平成20年度空港委託第2号
  - (2) 調達役務の名称  
南紀白浜空港消防業務
  - (3) 調達役務の仕様等  
仕様書による。
  - (4) 調達役務の場所  
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所
  - (5) 契約期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - (6) 業務委託期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第148号に規定する平成20年度南紀白浜空港消防業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所
  - (2) 期間  
平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの日の午前10時から午後5時まで
- 4 仕様書等を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所  
3の(1)に同じ。
  - (2) 期間  
3の(2)に同じ。
  - (3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年2月25日(月)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対

して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所  
3の(1)に同じ。
  - (2) 期間  
3の(2)に同じ。
  - (3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月13日(木)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年3月18日(火)までに行う。
- 6 入札執行の場所及び日時等
  - (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地  
南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム
    - イ 入札日時  
平成20年3月24日(月)午後2時から
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
  - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月24日(月)正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所へ必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
  - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
  - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を



<p>除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。</p> <p>(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。</p> <p>12 契約書の要否</p> <p>要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否</p>	<p>否</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所</p> <p>イ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内</p> <p>郵便番号 649-2211 電話番号 0739-42-2348(直通) ファクシミリ番号 0739-42-3251</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>平成20年度南紀白浜空港航空灯火施設維持管理業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。</p> <p style="text-align: right;">平成20年2月15日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 事業年度及び役務番号 平成20年度空港委託第1号</p> <p>(2) 調達役務の名称 南紀白浜空港航空灯火施設維持管理業務</p> <p>(3) 調達役務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(4) 調達役務の場所 和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所</p> <p>(5) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>(6) 業務委託期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成20年和歌山県告示第149号に規定する平成20年度南紀白浜空港航空灯火施設維持管理業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内</p>
---	--

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

## (2) 期間

平成20年2月15日(金)から平成20年2月25日(月)までの日の午前10時から午後5時まで

## 4 仕様書等を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の(1)に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年2月25日(月)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 5 入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の(1)に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月13日(木)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年3月19日(水)までに行う。

## 6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地  
南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

## イ 入札日時

平成20年3月25日(火)午後2時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月25日(火)正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職

員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否  
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称  
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

イ 所在地  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
郵便番号 649-2211  
電話番号 0739-42-2348（直通）  
ファクシミリ番号 0739-42-3251

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度南紀白浜空港浄化槽管理保守点検業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号  
平成20年度空港委託第3号

(2) 調達役務の名称  
南紀白浜空港浄化槽管理保守点検業務

(3) 調達役務の仕様等  
仕様書による。

(4) 調達役務の場所  
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所

(5) 契約期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(6) 業務委託期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第150号に規定する平成20年度南紀白浜空港浄化槽管理保守点検業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

(2) 期間  
平成20年2月15日（金）から平成20年2月25日（月）までの日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所  
3の(1)に同じ。

(2) 期間  
3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年2月25日（月）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所  
3の(1)に同じ。

(2) 期間  
3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月13日（木）午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年3月19日（水）までに行う。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地  
南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

イ 入札日時  
平成20年3月25日（火）午後4時から

ウ 開札場所  
アに同じ。

エ 開札日時  
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月25日(火)正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

イ 所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348(直通)

ファクシミリ番号 0739-42-3251

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

諸 報

公 告

和歌山県立医科大学附属病院給食業務委託について、次のとおりプロポーザル審査を行うに当たり、参加希望者を募集するので、公告する。

平成20年2月15日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長

南 條 輝志男

## 1 事業の概要

## (1) 事業名

公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院給食業務委託

## (2) 事業の目的

特定機能病院の患者給食業務として専門性に優れ、患者様に楽しみのある食事を効率的な人員体制で適切かつ迅速に提供すること。

## (3) 事業内容

献立作成業務、調理業務、配膳下膳業務、食器洗浄消毒業務、材料調達管理業務等に係る附随業務及び食数集計・確認、給食関係書類等の作成業務

## (4) 委託期間

平成20年9月1日から平成25年3月31日まで

## (5) 見積上限額

月額30,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 参加する者に必要な資格

次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(3) 社団法人日本メディカル給食協会に加盟している者であること。

(4) 財団法人医療関連サービス振興会のサービスマークの認定を得ている者であること。

(5) 特定機能病院における患者給食業務の受託実績を有している者であること。

## 3 参加申込みに当たって提出する書類

(1) 提出書類は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

ア 参加申込書

イ 法人概要書1

ウ 法人概要書2

エ 資料請求及び返還誓約書

オ 個人情報保護に関する方針等

カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

キ 印鑑証明書

ク 財務諸表又は決算書

直近2か年分で、法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し

ケ 使用印鑑届

コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 都道府県が課する税の全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(区市町村民税)

(エ) 営業所又は支店の長に大学との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税

サ 社団法人日本メディカル給食協会に加盟していることを証明する書類

シ 財団法人医療関連サービス振興会のサービスマークの認定を得ていることを証明する書類

ス 誓約書

セ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

## (2) 提出書類の様式

(1) のアからエまで、ケ、ス及びセの提出書類の用紙については、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局病院課から配布する用紙を用いること。

## (3) 提出方法

持参又は書留郵便による。

## (4) 提出期限及び提出先

ア 提出期限

平成20年2月29日(金)午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

イ 提出先

和歌山市紀三井寺811-1

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局病院課

## (5) 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成20年3月7日(金)までに参加申込者に通知する。

## 4 業務内容の説明会及び施設見学

業務内容の説明会等は、次のとおり行うので、参加希望者はあらかじめ公立大学法人和歌山県立医科大学事務局病院課に申し込むこと。

なお、施設見学をする者は、自己の検便結果を持参すること。

(1) 日時 平成20年2月22日(金)午後6時30分から午後8時まで

(2) 場所 和歌山市紀三井寺811-1

公立大学法人和歌山県立医科大学病院棟4階大会議室

(3) 参加人数 1提案者当たり3名まで

## 5 企画提案書の作成

(1) 3の(5)の通知を受けた者は、公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院給食業務委託プロポーザル企画提案書作成要領に基づき企画提案書を作成し、平成20年3月14日(金)午後5時までに提出すること。

(2) 企画提案の内容は、業務に直接関わるものに限ることとし、間接的なサービスの提供又は自社の営業行為

につながるものは除くものとする。

6 プロポーザル審査

プロポーザル審査は、次の日時及び場所で、公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院給食業務委託プロポーザル審査要領に基づき、企画提案書、プレゼンテーション及び試食により行う。

(1) 日時 平成20年3月下旬を予定し、別途、参加申込者に通知する。

(2) 場所 和歌山市紀三井寺811-1 公立大学法人和歌山県立医科大学病院内

7 その他

(1) 次のいずれかに該当した場合は、プロポーザル審査で失格になることがある。

ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 公立大学法人和歌山県立医科大学教職員又は他の参加者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

(2) プロポーザル審査及び契約に関する事務を担当する部局は、次のとおりとする。

ア 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局病院課

イ 所在地

和歌山市紀三井寺811-1

郵便番号 641-8510

電話番号 073-441-0516